

平成28年1月20日

神奈川労務安全衛生協会 御中

神奈川労働局労働基準部長



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入による
労災年金の請求書等の取扱いに係る周知依頼について

日頃より労災補償行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入によって、平成28年1月以降、労災保険における年金の請求書等（以下「労災年金の請求書等」という。）の様式についても、マイナンバーの記載欄を設けることとしています。

労災年金の請求書等に関する手続きにおいては、事業主や社会保険労務士（以下「事業主等」という。）は個人番号関係事務実施者と位置付けられておらず、当該請求書等に関する手続きは原則として本人が行うこととなります。

ただし、事業主等は、本人の委任により、本人の代理人として当該請求書等に関する手続きを行うことができることから、その場合の取扱いに関する注意点に係るリーフレット（別添）を作成しましたので、貴会会報誌やホームページへの掲載による事業主等への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。